

東濃西部看護師等確保修学資金貸付制度

准看護学校の
在校生に対する貸付金
《令和7年度募集要領》



准看護師を目指す方への修学資金貸付制度です。

資格取得後に常勤の准看護師として、多治見市・瑞浪市・土岐市内の病院等で勤務すると貸付金の返還が免除されます。

東濃西部広域行政事務組合

URL <http://tono-seibu.org/syougakukin/>

1 目的

多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「圏域」という。）内において、将来、常勤の准看護師として病院等で働く意思のある方へ修学に必要な資金を貸付けることによって、圏域内における准看護師の確保を目的としています。

2 貸付対象者

令和7年4月1日時点で、多治見市医師会准看護学校又は土岐医師会准看護学校（以下「両校」という。）の在校生の方。なお、次のいずれかに該当する方には、貸付はできません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※他の奨学金制度と併用可能な場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

3 貸付人数

両校合わせて15名程度

4 申請期間

令和7年4月1日（火）から令和7年5月30日（金）午後5時まで（書類必着）

5 申請先

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

東濃西部広域行政事務組合

電話：0572-22-1111（内線1331）

Email：kouiki@tono-seibu.org



6 申請書類

- (1) 貸付申請書（所定の様式1）
- (2) 履歴書
- (3) 連帯保証書（所定の様式2）
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) 住民票（申請者ご本人のみが記載され、本籍及びマイナンバーの記載がないもの）
- (6) 在学証明書（令和7年4月1日以降のもの）
- (7) 授業料がわかるもの

7 書類作成上の注意

- (1) 申請には連帯保証人2名が必要です。連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成人で、修学資金等の償還及び利子の支払いの責任を負うことができる方とします。なお、申請者が未成年者である場合は、連帯保証人の内1名は法定代理人である必要があります。
- (2) 『所定の様式』は、東濃西部広域行政事務組合のホームページ又は東濃西部広域行政事務組合の事務所にて取得してください。
- (3) 必ず連絡の取れる電子メールアドレスを申請書類にご記入ください。

8 貸付決定

- (1) 貸付の可否は、6月に申請者に書面で通知します。
- (2) 貸付決定を受けた方（以下「修学生」という。）に対して貸し付けます。修学資金は、6月末日と11月末日に年2回（6か月分ずつ）に分けて交付します。

9 貸付金額

在校する准看護学校の授業料の3分の1の額
※授業料が月額3万円の場合は、月額1万円です。



10 貸付期間

在校する准看護学校の正規の修学期間を限度とします。

11 貸付けの取消し及び停止

- (1) 次のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消します。
 - ア 退学したとき。
 - イ 心身の故障のため修業を継続する見込みがなくなったとき。
 - ウ 死亡したとき。
 - エ 学業成績又は素行が著しく不良と認められるとき。
 - オ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - カ その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 修学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を停止します。

12 修学資金の返還

次のいずれかに該当するときは、事由が生じた日の翌月から6か月以内に修学資金を返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 学校を卒業した日から起算して2年以内に准看護師免許を取得しなかったとき。
- (3) 准看護師免許を取得後、1か月以内に圏域内の病院等において、常勤の准看護師として准看護師の業務に従事しなかったとき。ただし、看護学校に進学した者は、看護学校での就学期間を除く。
- (4) 圏域内の病院等において准看護師の業務に従事した後、返還の免除の条件に該当する場合を除くほか、圏域内の病院等において准看護師の業務に従事しなくなったとき。

※圏域内の医療機関等に勤務していて、速やかに他の圏域内の医療機関等に勤務する場合は、返還の必要はありません。（多治見の医療機関等から瑞浪の医療機関等へ転職した場合など）

13 返還の免除

(1) 全額免除

免許取得後、1か月以内に圏域内の病院等において准看護師の業務に従事し、病気負傷等やむを得ない理由により准看護師の業務に従事できなかった期間を除き、引き続き修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間（以下「必要勤務期間」という。）当該業務に従事したとき、貸し付けた修学資金の返還債務の全額を免除します。

ただし、修学資金の貸付を受けた期間が1年に満たないときは、必要勤務期間を1年間とします。

※2年間貸付けを受けたとき・・・2年間の勤務で返還免除

※8か月貸付けを受けたとき・・・1年間の勤務で返還免除（貸付期間が1年未満のため）

(2) 全額又は一部免除

ア 圏域内の病院等で准看護師の業務に従事した期間が1年以上であり、必要勤務期間に満たないときは、従事した月数分の修学資金の返済債務を免除します。

※従事期間が1年4か月の場合・・・1年4か月分の返還免除

※従事期間が0年8か月の場合・・・返還免除はありません。一部免除になるためには1年以上の勤務が必要です。

イ 死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事できなくなったときは全額又は一部免除となる可能性があります。

※返還の免除となる常勤の准看護師の勤務時間は、1週間当たり約40時間を想定しています。

14 返還の猶予

心身の故障、災害その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められるときは、修学資金の返還債務の履行を猶予します（返還猶予期間終了後、再度圏域内で勤務を開始し、期間満了まで勤務した場合には、返還の必要はありません）。ただし、猶予期間は3年以内です。

15 延滞利息

正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還期日の翌日から返還を完了する日までの日数に応じ、返還すべき額につき償還期日の翌日における法定利率により計算した延滞利息を加算して支払っていただきます。

16 貸付け決定後の書類提出

修学資金の返還免除又は返還が完了するまで、毎年4月に現況報告書の提出が必要となります。また、住所変更や連帯保証人の変更等の貸付規則に定める届出事項に該当した場合は、届出書等の提出が必要です。詳細は、東濃西部看護師等確保修学資金貸付規則で確認してください。

注意事項

- ①この募集要領のほか『東濃西部看護師等確保修学資金貸付規則』にて、制度の内容をご確認ください。規則は、本組合のホームページ（下記二次元コードを参照）にてご覧いただけます。
- ②申請書類は、貸付決定に関わる重要な書類ですので、正確に記載してください。
- ③申請書類は、返却いたしませんので、ご了承ください。

東濃西部広域行政事務組合

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所本庁舎 3階

電話：0572-22-1111 内線 1331 Email：kouiki@tono-seibu.org



ホームページ